

1-① 市営駐車場の有料化について

市民文化会館の催しものを鑑賞（3～4時間のものもある）するとき、駐車料金が1時間は無料（減免）だが1時間以上の駐車時間は有料となるため、駐車料金も馬鹿にならない。

特に、市民文化会館は、名称のように市民の文化向上、情操教育のために役に立つもので、市民ができるだけ自由に参加できるのが好ましいのではないだろうか。

サービスを受けるために鑑賞用料金を支払っているため、駐車料金は無料でもいいのではないか。現実に映画館デパートでの買い物では、必要サービスとして事業者は駐車場は無料としていることとの対比から、改善策として固定料金制（例えば200円）にし、サービスを受けている時間帯内であれば料金は発生しないといった対応を検討出来ないものか検討いただきたい。

この駐車料金については、ほかの市営駐車場にも当てはまる。1時間無料は生かして、オーバーした時間分には、一定料金しか発生しないという仕組みにできないものでしょうか（本来は無料が好ましい）。

【回答】

市の施設を維持管理し、市民の皆様にとって利用しやすい施設とするためには、経費が必要となります。この経費については、施設を利用する人と、利用しない人との負担の公平性を確保するため、施設の特性に応じて、利用者の皆様に一定の負担を求め、このことで、受益者負担の適正化を図ることといたしました。

この受益者負担の考え方にに基づき、行政拠点地区（市役所、分庁舎、総合体育館、市民文化会館など）駐車場である市営駐車場につきましても、設備の維持管理や修繕等に費用を要することから、この一部について利用料金として、利用者の皆様に御負担いただくこととしています。

1時間の減額免除となる根拠につきましては、市役所等の周辺状況として、公共交通機関が充実しており、公共交通機関を利用しての来庁及び来館が可能であること、また市役所等の利用者の多くは、徒歩や自転車由来庁されていること。次に、市役所へ御来庁いただいたおおよそ7割の方が1時間以内の利用であること、また、駐車場への入庫待ちや出庫渋滞といった課題解消を図ることを目的としております。バス等の公共交通機関を用いて施設を利用される方は、サービスの対価として交通費を負担されているのと同様に、自動車で利用される方にも駐車場というサービスの対価を負担していただき、金銭的な負担の公平を図っております。

市民文化会館を御利用いただいた方につきましても、市役所庁舎を御利用いただいた方との平等性を確保するため、1時間分までの減額免除とさせていただきます。何卒、御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

企画部行政改革推進室 行政改革推進担当 内線 2531
市民安全部安全対策課 安全対策担当 内線 2351

1-②

常盤町交差点のスクランブル化要望

先日7月26日、常盤町交差点で車の衝突事故が発生いたしました。夕方ということもあり、子ども達や歩行者が多い中に起きた事故でした。

汐見台小学校が開校した時から、この常盤町交差点は危険な場所として意見が交わされてきました。横断歩道の信号機のタイミング、海からの信号なしでの車の交差点侵入等、今までも多くの事故がありました。

是非、常盤町交差点をスクランブル交差点にする要望をお願いいたします。

【回答】

日頃より、交通安全施策にご協力いただきありがとうございます。

御要望がありました信号機、交差点の改良については茅ヶ崎警察署の管轄になります。

今回いただきました御要望は茅ヶ崎警察署へ情報提供させていただきますが、実施の可否については担当である茅ヶ崎警察署交通総務係にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

【市民安全部安全対策課 安全対策担当 内線2351】

【市民安全部安全対策課 安全対策担当 内線2352】

2-①	ゴミの各戸収集について
ゴミの各戸収集を強く希望。	

【回答】

戸別収集につきましては、令和4年度から実施するごみ有料化によるごみ排出量の変化を踏まえた上で、検討してまいります。

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1222】

2-②	啓発シールが貼ってあるごみについて
正しく排出されていないごみには 啓発シールが貼られて、そのまま残されて居ますが、間違っ出た人は、一度出したごみは、ほとんど引き取ってくれません。 集積場所を提供して下さっているお宅や、ご近所様にご迷惑を掛けながら、何週間も放置されています。啓発シールが貼ってあるゴミの収集は、せめて1週間以内にしていただけないでしょうか。	

【回答】

正しく排出されていないごみや資源物につきましては、次回以降、正しく排出していただくことを目的として啓発シールを貼り、排出者に対し引き取りをお願いしております。

引き取られないごみに関しましては一定期間（燃やせるごみは1週間、燃やせないごみは3週間）啓発してから回収しておりますが、啓発のために残置することで衛生上や通行の妨げになるなどの支障がある場合は、啓発期間を待たずに回収させていただくこともありますので、環境事業センターまでご相談ください。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

2-③	ごみ有料化
来年4月から始まるごみの有料化が市民に理解・浸透されるのに何ヶ月必要と想定しますか？ 住民が有料化に慣れるまで、現任の環境指導員の負担だけでは難しいので、タイムリーな時間帯のパトロールや違法なゴミ袋の管理等々をはじめ、環境部でどの様な策を講じる計画があるのか具体的にお教え願いたい。	

【回答】

4月までの間で、可能な限りの周知啓発をしていく予定です。

具体的には、市広報紙やホームページは勿論のこと、8月1日号の広報紙と同時にチラシを配布させていただいたのをはじめとして、9月の後半にはさらに詳細なチラシの全戸配布、2月にはパンフレットの全戸配布を行う他、市分庁舎壁面、ふれあい橋、駅北口デッキへの横断幕及び懸垂幕の掲示、また、ごみ集積場所や広報掲示板、ごみ収集車への看板やステッカーの貼り付けを実施してまいります。

なお、実施前後にはコールセンターを開設して市民の皆様からの質問に対応する他、4月以降は集積場所のパトロールも行ってまいります。

また、不適正排出に関しては、啓発シール、見回り回覧板等あらゆる方法で是正を促してまいります。

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1222】

2-④

「浜竹四丁目4352番2」の開発案件は何故許可されたのかを問
う

開発案件許可番号：第964号 許可年月日：平成18年7月11日

当該地の特徴：

- ① 625平米に5戸の新築物件（可燃ごみ集積場所設置要件の8世帯には足りず）
- ② 車道は藤沢市側からのアクセス道路のみ（セットバック未完了区間があるため狭く、パッカー車は入れない）

質問点：

- ① 環境事業センターからはごみ・資源物集積場所の新設が出来ないと判断されている。なぜ開発を許可したのか？
- ② 市政サービスの提供ができないのに、なぜ許可したのか？
- ③ 不許可または保留とすることはできなかったのか？

次ページへ状況説明を詳しく記載します。

この地に引っ越してきて13年となります。その間、何度もごみ・資源物集積場所に関するトラブルがありました。なかなか改善できないごみ問題に対し、なぜこの現状があるのか考えました。

- ・この地へ引っ越しする際、不動産会社へごみ出し場所について確認しましたが「引っ越し後に自治会へ相談することですね」と言われました。（不動産はごみ問題に関しては関与しないものなのだと感じました）

- ・引っ越し後、当時の自治会長へ連絡しましたら、当該地5軒で組を新設してくださいました。（回覧板が回しにくい等の好意によるものと受け止めていますが、結果的に既存住民と情報共有をしない状態となりました）

- ・北側と南側に集積場所は存在しましたが、どちらも我々がごみを出すことに好意的ではありませんでした。

- ・北側の集積場所へごみを出させてもらえることとなりましたが、生活圏外であるためカラス被害等に気が付けませんでした。

- ・気が付いた時には地域住民の反感を買っていました。

- ・現在はLINE等の連絡手段を活用して伝達や掃除等を積極的に行っているつもりですが、一度根付いた不快感はなかなか払拭されないと感じています。現在も今の集積場所へ我々がごみを出すことに好意的に思わない方がいると感じています。

- ・可燃ごみ集積場所に隣接する土地は現在分譲中で、購入内定者は「集積場所を移動してほしい」意思を持っているとのこと。そのため別の既存集積場所へ出させてほしいと打診しましたが、現在より西側および南側の既存集積場所へ出すことはそれら利用者から拒否されました。（購入内定者に集積場所を拒否された場合、当該地5軒は出す場所がなくなってしまう）

- ・集積場所を当該地内に設けたく環境事業センターへ何度も依頼しましたが、パッカー車が通れないことを理由に却下されています。

- ・当該開発案件が5軒で「可燃ごみの8世帯以上」ルールから外れたため、環境事業センターは分譲地内に集積場所の設置義務はないと判断されたとのこと。設置しないという判断のみで、どこに出すのかは検討すらしていないように思えました。以上が現状です。

住宅の選択は様々な要件からなるものと思いますが、その際ごみ出しの場所は必ず確認するものではないと思います。我々はこの経験から、次に購入する際は必ず確認します。

しかし、通常、家は何度も購入するものではありません。

現状のルールでは、似たような状態に陥り、困る人はまた現れるのではと思います。

環境事業センターへ伺った際、「例えば当該開発案件が8軒存在していた場合、集積場所の設置が困難なこの場所は開発不許可または保留となったのか？」と質問すると、「その可能性はある」と回答されました。8軒あったのならルールに則って不許可となったかもしれない、しかしそれに達しない軒数であったために問題とされなかった、という事に疑問が残ります。

前ページの質問①から③について改めてご判断いただき、不許可または保留と判断されるのであれば、当該地5軒の（市政サービスである）ごみ出しについて、どのように対処されるのかご検討いただきたいと思います。開発案件の審査の際は、具体的にごみ出しに関する事も判断材料として扱うようルールを作って頂きたいと存じます。



【回答】

① ごみ集積所については、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」（以下、まちづくり条例）第26条において、計画戸数を8戸以上とする建築物を建築する目的で行う特定開発事業において、設置が義務付けられています。

当該地におかれましては、計画戸数が8戸に満たなかったため、ごみ集積所の設置義務がありません。

② まちづくり条例における特定開発事業の確認基準上、計画戸数が8戸に満たない場合、ごみ集積所の有無にかかわらず確認済証の交付対象となります。

なお、計画戸数が8戸に満たない開発につきましては、地元自治会や環境事業センターとの調整を図りつつ、ごみ集積所の確保に努めているところであります。

③ ②の回答と同じ

なお、当該地5軒の敷地内には、パッカー車が通行できないことから収集に伺うことができません。申し訳ございませんが、既存の集積場所を利用する、又は、新規にパッカー車の通行ができる場所で8世帯以上が利用する集積場所を申請するなどをご検討いただければと思います。引き続き

地域のみなさまと一緒に考え改善に向かえればと思います。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

【都市部開発審査課 指導担当 内線2311】

2-⑤

ゴミ・資源物の戸別収集または小型パッカー車の導入を要望します

周辺は狭い道路が多く、集積場所として使える道路は限られています。その限られた場所でしか集積場所として使うことができないため、集積場所を容易に移動することもできなければ輪番制にすることもできません。結果、隣接する方々の負担は非常に高くなっています。

そしてそれが周辺住民との摩擦となり、非常に住みにくい状態となっております。市内に住む知人へ集積場所に関しての意見を聞くと、大なり小なり問題を抱えているところは多く、なぜ改善しようとならないのか疑問に思います。

(意見をいくつか列挙します)

- ・集積場所へ対象外の人間が不分別ごみを出していたのを目撃した。
- ・集積場所近くの住民がどうしても掃除する機会が多くなるため不平等、温度差ができる。
- ・核家族かつ共働き家庭が増え、集積場所へ日々目を向けることは難しい。

集積場所となり得る場所は限られているため、集積場所が生活圏外となり、さらに難しい。

狭い道に対応したパッカー車を導入することで集積場所の候補となる場所は増えると考えます。

集積場所をなくし、戸別収集とすることで住民トラブルが減って住みやすい土地になると考えます。

【回答】

現在、茅ヶ崎市で収集を行っているごみ収集車は積載量が2トンで、収集車の中では小さい車両となります。現在より小さい収集車を導入することは想定されておりません。

また、集積場所に関しては地域の皆さんで清潔に使用していただくこととしており、茅ヶ崎市では、適正に排出されたごみを回収する役割となります。集積場所の変更や新規設置等のご相談は環境事業センターまでお問い合わせいただき、設置基準（パッカー車の通行、利用世帯数など）を満たせば問題解決にお役に立てると思います。集積場所に掲示したい看板などがございましたら、文言をお打合せした上で作成しますのでお申しつけください。

戸別収集については、平成30年度に実施した市民の皆様との意見交換会の場でアンケートを実施いたしました。結果といたしましては、1,981人から頂いた回答のうち「実施すべき」が42%、「実施すべきでない」が42%「その他」が16%となりました。

一方で、市内を戸別収集するための経費について積算した結果、約4億円の経費が必要となる事が分かりました。戸別収集のメリットは市の調査研究でも認識をしていることではありますが、以上の理由から今回のタイミングでの戸別収集の導入は致しません。

しかしながら、超高齢化社会が進む中で今後必要性が高まることが予想されることから、ごみ有料化によるごみ排出量の変化を踏まえつつ、しっかりと検討は行ってまいります。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1222】

2-⑥

ゴミ収集の有料化について

ゴミ問題については、ゴミ焼却設備の老朽化、ゴミ減量化のため、有料化についての検討、議論が行われてきたが、有料化とともにゴミの戸別収集についても議論の俎上にのり、市民アンケートでは戸別収集について回答の半数近くが要望をしていたはずだが、来年4月1日からの有料化だけが決定しているものの、戸別収集については完全にノーコメント状態にあり、漏れ聞こえるところではコスト面で戸別収集は無理という結論になっているようだが、アンケートなどで戸別収集に対する市民の意見を聞いている以上、正式に戸別収集の可否について報告する必要があるのではないかと。一環として解決すべきである。

【理由】

1. ゴミ袋購入することで、市民に均等な負担を強いることになるが、弱者には厳しい措置で不当投棄が多くなる。
2. 市税を上げれば、市のゴミ問題に対する具体的計画が、収入の面から立てやすくなる。それに、市税を上げるために将来計画を市民にきちんと説明する義務が生じ、市政が見える形になると思われる。
3. 戸別収集も単年度予算（この数年）の財源不足を理由に不可とするのではなく、5年、10年先を見据えた市政の将来計画から考えるべきである。
 - ①さらなるゴミの減量化が必要になる
 - ②高齢化の進展で高齢者のゴミ収集のあり方（まごころ収集をさらに拡大）
 - ③自治会入会率の低下が進み、集積場所の会員、非会員との軋轢（非会員が増えると集積場所利用の問題が生じてくる）。

2-⑦

ゴミ収集は個別収集にしてください

令和4年度からゴミの有料化が実施されます。収集方法には個別収集方式と集積収集方式が検討されています。集積方式がコスト面から採用されようとしています。有料の目的は廃棄物処理場（堤）の満杯が近づき「燃えるゴミ」の削減が目的と聞いております。

生ごみはカラスによる散らかし被害が多く発生しております。出す方にはネットの被せ・ゴミ袋の出し方等注意喚起いたしておりますが、集積方式では責任感が薄く集荷場所の方は困っております。

集荷場所の移動要求も来ております。

個別方式ではコストが多く赤字が拡大することですが、隣の藤沢市では集積方式から個別収集で住民からは高評価を受けています。

個別収集により、自分のごみは自己責任で出すことからゴミの削減に繋がると考えられます。集積方式では不法投棄・無責任なゴミ管理でカラス被害が発生しています。

提言といたしまして、①有料化料金を個別収集の採算が合う料金にする。②集積方式を採用するのであればカラスが出没しない夜間収集にする。

2-⑧

ゴミの戸別収集

週2回の燃やせるゴミ、燃やせないゴミ、資源ごみ。今、そのゴミで出せる場所の確保がとても難しくなっている。1軒だった所が2～3軒と軒数が増えることにより、今までのごみ置き場が手狭になったり、生活様式の変化で、決まった時間に出せない家が時間帯以外に出したりなど、これまでの収集方法では対応できていないのが現実である。

そのため生じる色々な問題で、ご近所付き合いが険悪になったり、とごみ問題だけではおさまらなくなっているのを解決するには、戸別収集以外ないのではないだろうか。

藤沢は、それが出来ているのに、何故茅ヶ崎では出来ないのか。

以前から茅ヶ崎でも、要望は出ているのに、有料化は決定しているようだが。まず、ゴミをどのように出すことが今の時代にあっているのかを考え、一日も早く戸別収集する法を実現に結びつけて欲しい。

2-⑨

①戸別収集、②資源ごみ30軒以下を希望

①令和4年4月からのゴミ有料化するのであれば、藤沢市が実施しているように、戸別収集を希望します。カラス被害やマナー違反、排出エラーの際に、誰が出したのか、わかりません。戸別収集なら、紛れることもありません。

②資源ごみ30軒は、「ごみの量が多すぎて道に散乱してしまう。交通の支障になる」と相談を受けました。30軒以下を検討していただきたいです。

2-⑩

ゴミの戸別収集に

ゴミの戸別収集をすべきだと思います。茅ヶ崎市の人口は増えつづけており、相続などが発生すると一つの家が3軒になったりします。元々のごみ置き場だったところが、そのようになればごみ置き場として使い続けることは難しくなります。

また、茅ヶ崎市は私道が多く、袋地の先を分譲開発している場合、私たちの地権者が複数いることも珍しくありません。そうなると、ゴミ置き場の移転もままなりません。

住民同士が円滑に暮らしていくため、新旧住民のトラブルを未然に防ぐため、戸別収集が最適だと考えます。

2-⑪

開発宅地による新規ごみ集積場所の申請について

①現在条例により、ごみ集積所について、新規申請の場合、可燃8軒資源ごみは30軒を必要としています。現状の問題として、既存の上、新規の住宅ごみを置くことは物理的に難しい。

さらに資源ごみ30軒は例えばペットボトル缶のネットは少なくとも5つづつ必要となり、場所の選定も不可能。

希望としては、申請時の8軒、30軒のシバリを緩和して貰いたい。

② 戸別のごみ収集

2022年4月よりごみ袋有料化に伴い、検討して貰いたい。

【回答】

戸別収集については、平成30年度に実施した市民の皆様との意見交換会の場でアンケートを実施いたしました。結果といたしましては1,981人から頂いた回答のうち「実施すべき」が42%、「実施すべきでない」が42%「その他」が16%となりました。

一方で、市内を戸別収集するための経費について積算した結果、約4億円の経費が必要となる事が分かりました。戸別収集のメリットは市の調査研究でも認識をしていることではありますが、以上の理由から今回のタイミングでの戸別収集の導入は致しません。

しかしながら、超高齢化社会が進む中で今後必要性が高まることが予想されることから、ごみ有料化によるごみ排出量の変化を踏まえつつ、しっかりと検討は行ってまいります。

夜間収集についてもご提言いただいておりますが、他自治体においてメリット・デメリットがあるようです。カラス被害を発生させない方法について、地域のみなさまと一緒に考え改善に向かえばと思います。

資源物の新規設置は30世帯以上ですが、排出量が多くなり交通の支障になるという声は市民のみなさまから数多くいただいております。

世帯数の緩和につきましては、現在検討中です。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1222】

3

新型コロナウイルスワクチン接種システムに関して

酷いシステムが提供され予約に支障が出ました。市が提供するシステムは他にもあり、今後はデジタル化を進める政府の政策に対応すると思われ、問題点を明らかにしておきたい。

1-1. 問題点

1) 文書で周知されたお知らせの内容と集団接種の予約システムで齟齬あり

- ・市の案内では集団接種会場として「松浪コミュニティセンター」とありました。開設日は「木曜日」。
- ・予約時に最初に接種会場を入力して下さいとあったので、「松浪コミュニティセンター」と入れて、検索すると検索数「0」で検索に引っかかりませんでした。
- ・住所も調べて常磐町の住所を入力して検索しても、またもや検索数「0」。住所を確認して検索してもヒットしない。理由が分からず時間が経過。
- ・試行錯誤しているうちに、プルダウンメニューがある事に気づきましたが、そのメニューには会場名が「松浪コミュニティセンター」ではなく「松浪コミセン」とあったが、住所欄には常磐町のメニューはなし。
- ・市内に、松浪と付く施設が他にもあるのではと考えたが、時間もないので明らかに違う住所は除いて「茅ヶ崎1-8-7」を選んで予約に入った。この住所は保健所です。

2) ファイザーのワクチンは、1回目と2回目の期間は3週間が良いと聞いていたが選択できない

3) 市から送られた予約後の確認メールを下記に添付しておきます。個人が特定されないように宛先の「to」欄、接種番号は削除。

-----Original Message-----

From: 142077-chigasaki@v-yoyaku.jp <142077-chigasaki@v-yoyaku.jp>

Sent: Thursday, May 20, 2021 9:21 AM

Subject: 茅ヶ崎市 予約確認のお知らせ

※このメールは 茅ヶ崎市 新型コロナウイルスワクチン接種予約受付システムから送信しています。

接種券番号： 様

新型コロナウイルスワクチン接種予約受付システムからの予約を受け付けましたので登録頂きましたメールアドレスに確認のメールをお届け致しました。

■接種会場 松浪コミセン（集団） 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 0467-38-3331

■予約年月日 2021/07/08 15:30

■ワクチン種別 ファイザー

■予約人数 1人

■予約者(接種券番号 生年月日 回数) 様 1回目

■接種会場からのご連絡 ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

接種当日は、接種券、予診票、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、お薬手帳をお持ちください。このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。

このメールへの返信はできませんのでご了承ください。

茅ヶ崎市 新型コロナウイルスワクチン接種予約受付システム

<https://v-yoyaku.jp/142077-chigasaki>

1-2. 質問

1) 集団接種会場予約システムは、外注に開発委託したのか、行政での内製か？

2) 外注に開発委託した場合、

2) -1. 開発のための仕様書は何処の部門が作成したか？

2) -2. 開発費用はどのくらいか？

2) -3. 受入検査はどのように実行したか？検査項目、検査項目数、検査結果など。

2) -4. 受入検査なしで公開した時は、誰がそれを判断したのか？

3) 行政内で内製の場合、

3) -1. 開発のための仕様書を作成した部門と開発部門は一緒か？

3) -2. 開発結果の検証はどのように行ったか？

3) -3. 品質保証と出荷判断は、どこの部門がどのように実施したか？

4) 集団接種会場名が案内文書と予約システムで違っているのは何故か？また、開設日は当初の案内文書では、「木曜日」とあるので毎週木曜日と解釈したが、実際は違っていた。2回目の案内文書では、特定木曜日になっていたが、これでは2回目接種に向けて3週間のインターバルは確保できない。1回目の案内文書と異なったのは何故か？

5) 他市では、1回目と2回目は3週間を開けて、セットで予約できるようになっている。何故、本市の場合はセット予約が出来ないのか？

6) 上記の問題点、質問について、市のシステムには瑕疵があったと考えるが、市の見解は？

6) -1. 瑕疵があったとする時は、再発防止策はどうなっているか？

6) -2. 真の原因究明が重要と思うが、原因究明はなされているか？

6) -3. 瑕疵はないとする時は、なぜそのように考えるか？

以上、担当部署を責めるつもりはありません。原因究明をして今後に生かす、市が言っているPDCAサイクルを回して仕組みの改善に取り組む事が必要と思っていますので、各質問項目に対しての回答をお願いします。

【回答】

1-2. 質問

1) 集団接種会場予約システムは、外注に開発委託したのか、行政での内製か？
委託業務（外注）です。

2) 外注に開発委託した場合、

2) -1. 開発のための仕様書は何処の部門が作成したか？
保健所健康増進課です。

2) -2. 開発費用はどのくらいか？
330万円（税込）です。

2) -3. 受入検査はどのように実行したか？検査項目、検査項目数、検査結果など。

可及的速やかな予約システムの構築を優先したため、実施しておりません。

- 2) -4. 受入検査なしで公開した時は、誰がそれを判断したのか？
担当課として、判断しました。

4) 集団接種会場名が案内文書と予約システムで違っているのは何故か？また、開設日は当初の案内文書では、「木曜日」とあるので毎週木曜日と解釈したが、実際は違っていた。2回目の案内文書では、特定木曜日になっていたが、これでは2回目接種に向けて3週間のインターバルは確保できない。1回目の案内文書と異なったのは何故か？

「松浪コミュニティセンター」については、「松浪コミセン」と略称を表示しておりました。

1回目の案内文書の原稿締切期限の令和3年3月末時点では、日程について最終調整中であったため、「木曜日」とのみ記載し、「集団接種会場は、ワクチンの供給量及び個別接種の実施状況により、会場数及び実施回数の変更があります。」との注意書きを併記しました。

- 5) 他市では、1回目と2回目は3週間を開けて、セットで予約できるようになっている。何故、本市の場合はセット予約が出来ないのか？

本市でも1回目と2回目を3週間間隔によるセット予約を実施することを検討しましたが、接種を希望する方が1日でも早く予約できることを優先するとともに、システムの仕様としてセット予約にすると、接種組み合わせにより1日あたりの接種数に制限がかかりワクチンが廃棄される恐れがあったため、また、個々人の事情により3週間間隔での予約が不可能な方も一定数見込まれることから、最終的にはセット予約による方式を見送りました。

- 6) 上記の問題点、質問について、市のシステムには瑕疵があったと考えるが、市の見解は？

6) -1. 瑕疵があったとする時は、再発防止策はどうなっているか？

6) -2. 真の原因究明が重要と思うが、原因究明はなされているか？

6) -3. 瑕疵はないとする時は、なぜそのように考えるか？

ご意見・ご指摘はございますが、他自治体で報道されているような大きな混乱も発生しなかったため、瑕疵は無いものと認識しております。しかしながら、市民の方からご意見・ご指摘をいただいていることも事実でございますので、今後ともより利用しやすいシステムづくりに精進してまいります。

4

自治会活動等を再開する為に、積極的疫学調査を推進して欲しい

新型コロナウイルスの感染予防として、国・神奈川県・茅ヶ崎市から、緊急事態宣言が再三要請されています。人との接触を避ける為に、①マスク着用、②密を避ける、③集団活動を行わない、即ち自粛を要請されています。このため、自治会ははじめ地域での活動や交流が一切できなくなってしまいました。ほぼ一年半を越えています。

再三の緊急事態宣言を解除する際には、国・県・市では「積極的疫学調査に取り組むという」課題が示されてきました。例えば、①高齢者施設スクリーニング、②無症状陽性者を探しだして隔離治療する、③変異株検査を拡充する。その数値目標も都度明らかにされて来たにもかかわらず、相変わらず我々の周辺にはお呼びがかかっていません。

東京五輪で行われていると同様に、無症状者 PCR 検査を活動する自治会等にドンドン行ってください。「いつでも、どこでも、何度でも」繰り返して、安全安心を確保してください。

また、市内の小中学校での校内外での集団行動や修学旅行は児童生徒にとって大切な授業内容です。引率される教師にも PCR 検査を「いつでも、どこでも、何度でも」実施してください。

更に、病院、給食施設、介護施設などで働くエッシャルワーカーの方々が安心して任務を遂行できるように、お願いします。

感染症検査体制について、提案があります。茅ヶ崎市において、PCR 検査機器セットを購入し、採取した検体の PCR 検査を随時行うシステムを構築する事。変異株検出に対応した国産メーカーで安価に購入出来るものがありますので、ぜひ機器類を購入してください。

【回答】

緊急事態宣言の期間が9月12日まで延長されることが決定いたしました。皆様におかれましては、地域の会合やイベントなどの中止や自粛を余儀なくされる中、感染予防を徹底しながらの活動に苦慮されていることと思います。

現在行われているPCR検査は、検査を受けた時点での新型コロナウイルスの感染の有無について診断できる検査であり、感染症法に基づく医師の届出により、医師が診断上必要と認める場合に検査を実施し、患者を把握することを目的に公的負担で実施しています。

本市においては、調査により感染のリスクが高いと判断した方については、必要に応じて、無症状の接触者にまで範囲を広げてPCR検査を行っております。

高齢者施設につきましては、神奈川県と連携し、その従事者への定期検査を実施することで検査体制の充実を図ってまいりました。

ご提案のような機器を用いた検査体制を拡充することができれば、感染拡大の防止に高い効果が期待できると考えております。しかしながら、現状として考えられる体制において、人員、物資、財源等の側面を考慮しますと、様々な課題もまたあると考えております。

一方、神奈川県では8月中旬より発熱等の風邪のような症状が出た際に、自宅待機のうえ抗原キットを使用して、自ら検査をしていただき、陽性の場合に速やかな医療機関の受診につなげるよう抗原検査キットを配布しております。詳しくは神奈川県のホームページをご覧ください。

今後も国や県、あるいは民間企業が実施する検査等の動向を注視しながら、本市の検査体制の在り方について研究してまいります。

5

市の財政について

広報ちがさきの報告

- ・毎年5月号で該当年度の予算概要の報告があり、11月号で前年度の決算報告がある。
- ・予算概要では、歳出のコメントが短く記されているが、決算報告では歳出の絶対値のみが記載されていて、予算対比増減の理由が不明。
- ・また、決算報告では、市債の状況と健全化判断比率等が報告されているが、双方とも問題がない記述となっている。2020年11月号では、「市債は、将来の財政負担が大きくなるように計画的に借入れを行っています」「令和元年度決算に基づいて算定した本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の定めた基準を下回る健全段階でした」と。
- ・ところが、2020年1月の新聞報道では、財源不足が生じる可能性があるとして「財政健全化緊急対策」の素案を発表した、とある。
- ・市議会報告でも、財政健全化についての質問があり、市は令和2年3月に「財政健全化緊急対策」を策定し、取り組みを進めると回答している。

2-2. 質問

- ・「広報ちがさき」では、財政は「健全化判断比率」により「健全段階」であると報告している。何故このような事態になったのか原因究明が必須で、原因及び理由を具体的に分かりやすく説明をお願いしたい。扶助費が毎年増加する事は分かっていたはずです。

【回答】

- 地方公共団体の財政の健全性を示す指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「健全化判断比率」があります。この指標を基準として、財政状況が危うくなった時点でイエローカード（早期健全化基準）で警告を与え、その自治体自らが財政再建できなければレッドカード（財政再生基準）で国の関与の下で財政再建に取り組むことになるという制度です。
- 本市の「健全化判断比率」はいずれも国の定めた基準を下回る「健全段階」となっておりますが、全国的にみても基準を超過する団体は、令和元年度決算において北海道夕張市のみとなっております。当制度においては、自治権の制限を受けるほどに過度な財政状況の悪化が認められない限りは、「健全段階」となりますが、言い換えれば、健全な財政状況かどうかは、地方自治体の責任によって判断していく必要があります。
- 本市では健全化判断比率のほか、財政の健全化を示す各種指標や歳入歳出の推計等により本市の財政状況を分析しているところです。今後、本市の歳入の根幹である市税は、人口減少等により伸びを期待することはできない一方、歳出面では財政の硬直化が進んでいる現状から、新規事業はもとより既存事業を継続する財源の確保も困難になることが見込まれます。
- 要因としては、地方財政のエンゲル係数とも言える「経常収支比率」が高水準で推移している一方、1年間で借金返済に支出された額の割合を示す「実質公債費比率」は低水準となっている傾向があり、これは「公債費以外の経常的経費の水準が高い」ことの表れであり、改善のためには、現在の行政執行体制のサイズそのものを見直していく必要があることを意味しています。
- これらの現状を踏まえ、自治体運営を将来にわたり持続可能なものとするとともに、新たな行政需要に的確に対応することのできる体制を整えるため、令和2年3月に「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定したところです。
- 計画期間の令和4年度まで財政健全化に集中的に取り組み、次期総合計画の着実な推進と堅実な財政運営の両立を目指します。

6

なぎさ事務所の展示物について

以前、なぎさ事務所に展示されていたものが、市役所へ移されたものが多いようです。地域の子供たちの学びの場が減ってしまったことを残念に思います。

汐見台小学校でも学習の一環で訪れることもあったので、また展示物を増やしてほしいと思います。

特に、宇宙飛行士の野口さんの展示物などは子供たちに人気でした。

【回答】

当市では平成20年（2008年）4月より、神奈川県施設である藤沢土木事務所汐見台庁舎なぎさギャラリー内に「宇宙にはばたく夢 宇宙飛行士展示コーナー」を開設し、茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士に関する資料や写真を始め、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等より提供を受けた宇宙に関するさまざまな資料を展示してまいりましたが、令和3年3月21日をもって当該コーナーを閉鎖いたしました。汐見台小学校の児童を始め、これまで延べ4万6千人を超える皆様に御来場いただきまして、誠にありがとうございました。

現在、規模は縮小いたしました。茅ヶ崎市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザへ茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士に関連する展示スペースを設けておりますので、引き続き当市の宇宙関連事業に御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、藤沢土木事務所に確認したところ、なぎさギャラリーの今後の利用については現段階で未定とのことです。

【教育推進部青少年課 育成担当 内線 3352】

7

空き家の新しいデータ

市のHPのデータは、平成25年、空家数の増減、対応済みの件数について、新しいデータ(データの更新)を見たい、知りたい。

夏場は庭木が歩道には編み出しているところもある。対応はいかなる順にて行っていますか？

【回答】

本市の空き家実態調査は、平成27年度に続き、令和元年度も実施しました。令和元年度茅ヶ崎市空き家実態調査報告書(概要版)については市ホームページよりご覧ください。

(<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1034650/1039735.html>)

なお、本市の空き家と想定する物件の戸数は、平成27年度は1,358戸でしたが、令和元年度は1,575戸と、217戸増加しました。また、空き家率については、平成27年度に2.45%でしたが、令和元年度は2.7%と、0.25%上昇しました。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の第3条に「空家等の所有者や管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されており、空き家の所有者等自らが適切に空家等を管理することが原則です。

従いまして、空き家の敷地において樹木等の繁茂が酷くなり、歩道(市道)にはみ出してしまい、歩行者の通行に支障をきたすような場合は、基本的に空き家の所有者等が自ら適切な管理に努めるものですが、自らの管理責任を全うせず状況が改善されない場合は、庁内関係課と連携をとりながら、空き家の所有者又は管理者に対し是正するよう対応を促します。

【都市部都市政策課 住宅政策担当 内線 2342】

8

しおかぜ号の再開

しおかぜ号(移動図書館)の再開を希望します。
松浪コミセンに図書館を置いてほしい。

【回答】

しおかぜ号(移動図書館)の再開を希望します。

移動図書館しおかぜ号は、昨年度末に惜しまれつつ廃止となりました。

廃止の理由は、図書館ネットワークの整備があげられます。近年、ネスパ茅ヶ崎「まなびの窓口」、ハマミーナ図書室、そして、松浪コミュニティセンター配本所が相次いで開設され、市内の図書館ネットワークが整備されてきています。図書室整備に伴って移動図書館の利用者数も減り続けており、令和元年度では、全16ステーション合計の利用者数が全体の約0.6%という状況でした。

また、現在の車両は、3台目として平成10年10月に購入し、ディーゼル車の排ガス規制をクリアしながら22年以上使用をしておりますが、車両各部の老朽化が進んでおり、昨今は、交換部品の確保も難しくなっております。

したがって、移動図書館車巡回事業は、令和4年度開館予定の(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館内の図書コーナーの開設までの間という位置付けをしております。

このような中、新型コロナウイルスの感染拡大により地域経済や本市の財政状況が大変厳しい状況にあることから、感染症対策を最優先にして、限りある予算や行政資源を有効活用しながら、本市の財政健全化に向けた取り組みを、全庁一丸となって行っていくという本市の考えのもと、移動図書館車廃止という苦渋の決断をしたところです。

大変残念ではありますが、移動図書館しおかぜ号の再開は難しいと考えております。今後は、本館、分館、市内11ヶ所の図書室・配本所、新しく設置される図書コーナー、そして、図書館利用が困難な方向けの家庭配本サービスによって、読書環境の充実を図ってまいりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

松浪コミセンに図書館を置いてほしい。

松浪コミュニティセンター配本所は、地域団体の要望を受け、平成30年度に設置されました。図書室の設置も検討されましたが、ロビースペースの活用や防火管理上に課題があるとして、配本所としてスタートすることとなりました。

図書室を設置するためのパソコン端末や物流といった図書館ネットワークは既に整っております。しかしながら、図書室は本棚(書架)を設置するだけで成立するものではありません。図書室として機能するためには、蔵書管理や読書相談等の新たな業務が多く発生するため、現在の人員体制で図書室の運営を行うのは難しいと考えます。

本市としましても、読書活動を推進していく環境づくりを進めていきたいところではありますが、図書室の設置は難しいと考えております。

9-①

避難行動要支援者制度について

自治会の現状

①登録者数が多すぎて支援者の割り当てが困難。

・2021年3月時点で、避難行動要支援者対象数：152名、内、情報提供同意者91名

・情報提供同意者91名、全てに支援者を割り当てるのは不可能！

②市からの情報提供同意者の基本情報と詳細情報では情報不足。

・避難行動要支援者がどのような支援を望んでいるか不明

③このままでは支援者制度は絵に描いた餅になってしまうと危惧している。

質問（要望）

・要介護で独居の要支援者を優先して支援制度を作成しようとしているが、ケアマネージャーの協力が必須。

・東京都杉並区、大分県別府市、兵庫県などではケアプラン作成時から災害時の個別計画作りを行っている。茅ヶ崎市においても、自治会任せでは有効な支援は不可能と思われ、行政からの働きかけでケアプラン作成の延長に、要支援者の個別支援計画を位置付ける事を検討して欲しい。自治会の自主防災組織あるいは福祉部と協働での個別支援計画作りの枠組みをお願いしたい。

【回答】

平成29年度から避難行動要支援者名簿を自治会等の避難支援等関係者に配布し、研修等を通じて、制度の周知啓発に取り組んできました。しかしながら、実効性のある制度とするためには、多数の課題があり、全国的にも課題となっております。

本市においては、制度の実効性を高めていくために様々な課題を総合的に解決していく必要があると考えており、今年度、中島地区をモデル地区として以下の3つの取組を進めております。

①真に避難支援が必要な者の把握（名簿登載者の振り分け）

②「避難行動シート（＝個別避難計画）」の作成

（本人やその家族、地域、福祉専門職等との連携による作成）

③避難支援体制の確保

（避難行動や避難先における支援等について、関係機関と連携・協力しながら必要な支援体制を構築していく）

取組を進めていくためには、市や地域、福祉事業者等、関係者の連携・協力が必須であり、まずは中島地区でのモデル事業の実施、検証等にしっかりと取組み、実効性のある制度として全市展開できるよう進めてまいります。

【市民安全部防災対策課防災担当 内線1461】

【福祉部障がい福祉課障がい福祉推進担当 内線3212】

【福祉部高齢福祉介護課生きがい創出担当 内線2122】

9-②

避難行動要支援

①今年4月 災害時には、(自治体と地域の支援により)自宅から福祉避難所へ直接避難できるように変わりました。国からの指示に対し茅ヶ崎市は如何に対応しますか？

茅ヶ崎市・松浪地区・美住町には今年現在でこの支援に必要な高齢者は何名居られますか？

また現況の施設では、災害時に何名プラスで受け入れられますか？また今後施設の増設等対応計画は如何？

②ケアマネージャーの多岐にわたる業務に、災害時の避難個別計画の立案を具体的に加えませんか？避難行動要支援者名簿では、具体的な避難計画は難しく、アセスメントシートの作成を試みるも、現状ではケアマネージャーの積極的な協力が得られず、シートの作成が難しい状況です。

【回答】①

令和3年5月10日の災害対策基本法施行規則の改正を受け、5月20日に「福祉避難所の確保・運営のガイドライン」が改定されました。改定の趣旨は、指定避難所（茅ヶ崎市では小中学校32校が該当）とは別に指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化することとなっております。

現在、本市では、避難所での生活が困難な障がい者及び高齢者等の避難先として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結しております。協定に基づく開設となるため、災害毎に市で事前に調整し、具体的に開設する福祉避難所を決定します。各施設につきましては、平常時は、通常のサービス提供を実施していること、新型コロナウイルスの影響により感染予防対策を考慮した上での受入れ対応となること等が想定されることから、事前に具体的な人数を示すことは難しい状況です。

次に、令和3年8月提供の避難行動要支援者名簿では、市では12,090名、松浪地区1,175名、美住町156名の方を対象としております。避難所への避難が難しい方、福祉避難所での支援が必要な方についての把握はできておりません。

今後につきましては、中島地区をモデル地区として進めている「自助・共助・公助の連携による要支援者の避難のための取組」における個別避難計画の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、実効性のある要配慮者の避難先の検討を進めてまいります。

今後個別避難計画の作成の検討を進めていく中で検証を行い、避難が困難な方への支援について検討を進めてまいります。また協定先の福祉避難所へ、引き続き御協力をお願いしながら、福祉施設以外にも、要配慮者への対応が可能となりそうな施設には個別に検討を進めてまいります。

②

令和3年度の中島地区のモデル事業では、福祉専門職として、ケアマネージャーが地域の支援者と個別避難計画の作成を行います。モデル事業実施後は検証を行い、全市展開に向けての検討を進めてまいります。

【市民安全部防災対策課防災担当 内線1461】

【福祉部障がい福祉課障がい福祉推進担当 内線3212】

【福祉部高齢福祉介護課生きがい創出担当 内線2122】

9-③

火災予防について

茅ヶ崎は、災害特性のひとつとして、火災クラスターが取り上げられて久しくなります。この松浪地区も代表的な火災クラスター地域と言われてきました。

住宅密集地への火災対策、高層ビル火災に対する対策は、いかに計画されていますか。

また、市民レベルでの火災防火訓練は、どの様に指導されておりますか。具体例で示してください。

【回答】

本市の地震に対する危険性を把握するために、平成20年度（平成25年度に一部改訂）に「地震による地域危険度測定調査」を実施し、本市の都市構造に起因する危険性について調査しており、ご指摘の通り、本市は住宅が密集し、火災発生時には延焼の危険性が高い地域（クラスター）が広く分布しており、松浪地区においてもクラスターが存在する地域となっています。

その中で、震災時にまずは火を出さない取り組みとして、感震ブレーカーの設置に対する補助制度を創設し、感震ブレーカーの普及を進めており、松浪地区においては、令和2年度末までに、全世帯数に対して、設置率13.9%となっています。

また、市民の皆様地震による地域危険度を正しく把握していただき、地域防災力の向上に繋げるため、平成21年度より防災都市づくりワークショップを開催しており、現在までにまちぢから協議会13地区の内、10地区での開催が完了し、引き続き、取組を進めてまいります。

次に、初期消火を目的とした移動式ホース格納箱の訓練につきましては、各自治会の御要望により、消防職員又は消防団員を派遣し、取り扱いの指導をさせていただいております。また、直近では令和元年になりますが、松浪地区防災訓練において、消防職員と消防団が市民の皆様とともに消火訓練を行ったところでございます。

令和2年度から現在までにおきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消防職員及び消防団員の派遣は原則中止とさせていただいておりますが、引き続き、市民の皆様の御協力をいただきながら地域防災力の向上に努めてまいります。

【都市部都市政策課都市政策担当 内線2342】

【市民安全部防災対策課防災担当 内線1462】

9-④

学校・地域の安全について

学校と地域の交流は、いろいろな形で進められておりますが、学童・生徒の安全を含め、また、地域の減災に向けた取り組みとして、学校・地域の連携につき、さらに踏み込んだ「地域学校安全（防災）協議会」を検討する必要があるかと思われます。「コミュニティースクール＝CS」には、当然に斯様な考え方が含まれていますが、その制度を待たず、推進すべきと思われます。

関連して；学校通学路における事故が起きている現状から、通学路の安全対策には、市はどのように計画されていますか。

路上に貼る「止まれ」のシールも「注意」の立て看板も規制されているように伺っておりますが、再開されていますか。

学童見守りは、地域ボランティアの皆様にご依頼しているのが実情です。しかし、高齢化人数不足等生じているのが実態です。通学路の安全について対策を示してください。

【回答】

地域の減災に向けた取り組みについては、学校、地域及び行政が引き続き連携し検討を行っていく必要があると考えます。

通学路における安全対策については、茅ヶ崎市通学路交通安全プログラムに基づき、毎年開催している通学路合同点検で対策必要箇所を抽出し、交通安全施設の設置等の必要に応じた対策を実施しております。

路上に貼る注意喚起のステッカーについては、要望に応じて現場確認を行い、今後の対応を検討しております。現場が一時停止等、警察による交通規制がかかっている道路については、対応が施されている箇所とし、設置を見合わせております。

また、注意喚起の看板についても、要望に応じて現場確認を行い、今後の対応を検討しております。なお、現在、市が所有する単独で設置してあるカーブミラーや防犯灯の柱に設置していることから、現場に市が所有する構造物が存在していることが設置条件となります。

学童の見守りについては、地域ボランティアの皆様からの御協力をいただいておりますとともに高齢化等による課題も把握しております。その中で、関係部局で連携して活動者からの御意見などに速やかに対応するように努めてまいります。

【市民安全部防災対策課政策担当 内線1465】

【市民安全部安全対策課安全対策担当 内線2352】

【教育総務部学務課学事担当 内線3322】

9-⑤

避難行動要支援者の絞込み

1. 理由

災害発生時に災害弱者である高齢者や障害者を地域社会と防災機関で協力して支援する制度があるが、実状は地域住民の疎遠化、高齢化、核家族化や共働き世帯の増加等々による地域防災力の低下がある。民生委員も人数は少なく、独自対応は難しい。

一方、市から提供される避難行動要支援者一覧表に記載されている対象者の人数は非常に多く、支援する側とのアンバランスが大きい。このままでは、活動は全く進展しない。

2. 対策

避難行動要支援者一覧表に記載されている対象者は、家族同居や隣家・近所に家族が住んでいる等、家族からの支援が期待できる人や支援自体を希望していない人も多数含まれている。対象者を独居者等の本当に第三者による支援が必要な人に絞込んだリストを市として作るべきである。マンパワーが問題ならば予算化し外部機関への委託も検討すべき。自治会に任されても絞込みをする基準も権限も何もなく不可能。

【回答】

避難行動要支援者名簿に掲載されている対象者が多く、実効性が十分でないという課題は認識しております。現在実施しているモデル事業では、避難行動要支援者名簿に登載されている方を振り分けし、真に避難支援が必要な者の把握を行います。モデル事業実施後は着実に検証を行い、今後の全市展開に向けて検討を進めてまいります。

【市民安全部防災対策課防災担当 内線1461】

【福祉部障がい福祉課障がい福祉推進担当 内線3212】

【福祉部高齢福祉介護課生きがい創出担当 内線2122】

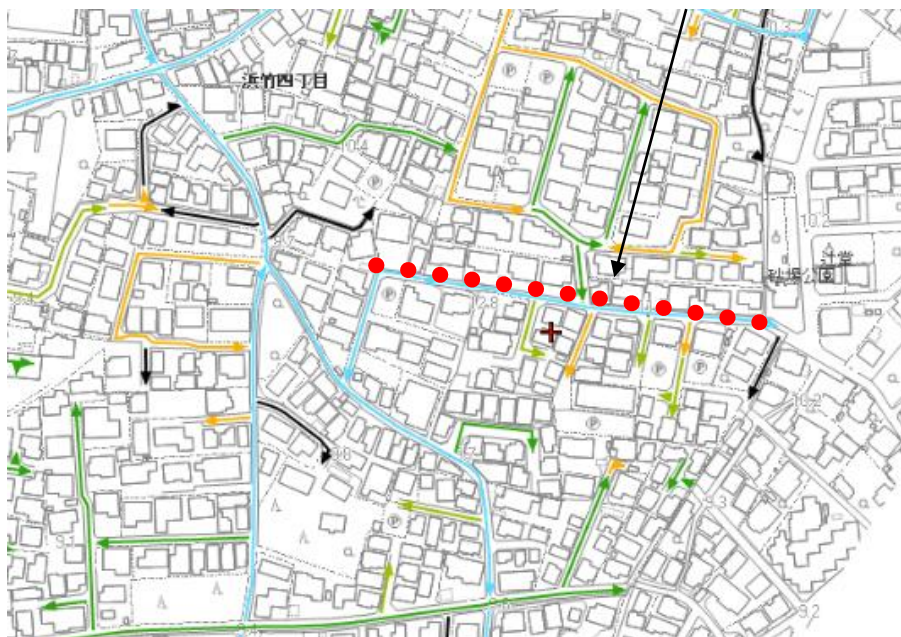
10

通行路の凸凹整備

①「浜竹4-5-45」の前の通行路(※地図の赤線部分)

子どもの保育園や幼稚園などの自転車通行時に頻繁に利用しますが、穴だらけで大変危険です。

郵便配達、宅配便、トラックなどの通行も頻繁なので、定期的な整備を希望します。市民生活に重要な道路なので、市役所は調整を諮ってください。



【回答】

当該道路につきましては、北側から道路幅員の約1.1mは茅ヶ崎市が所有する公道となっております。

公道部分につきましては、日々のパトロールや市民の皆様からの情報提供により適宜修繕を行うなど、道路の適切な維持管理に努めてまいります。

【建設部道路管理課 補修担当 内線1324】